

平成24年(5)第1860号

## 第2回公判調書（手続）

被 告 人	大 高 正 二 (出頭)
被 告 事 件 名	公 務 執 行 妨 害 , 傷 害
公 判 を し た 年 月 日	平 成 2 5 年 5 月 3 1 日
公 判 を し た 裁 判 所	東 京 高 等 裁 判 所 第 1 2 刑 事 部
裁 判 長 裁 判 官	井 上 弘 通
裁 判 官	山 田 敏 彦
裁 判 官	中 川 卓 久
裁 判 所 書 記 官	長 田 浩 和
裁 判 所 速 記 官	深 瀬 由 美 子
同	竹 本 桂 子
同	草 野 裕 子
検 察 官	工 藤 恭 裕
出 頭 し た 弁 護 人 (主 任)	長 谷 川 直 彦
同	大 口 昭 彦
同	萩 尾 健 太
同	河 村 健 夫
出 頭 し た 証 人	新 屋 達 之
証 拠 調 べ 等	

証拠等関係カード記載のとおり

立証予定について

萩尾弁護人

ビデオの映像の鑑定は、学者から意見書を提出してもらった上で、  
次回公判期日までに請求する予定である。

控訴審における被告人本人による被告人作成名義の控訴理由書の陳述等の申入れ

萩尾弁護士

前回公判期日では被告人本人による被告人作成名義の控訴理由書の朗読を認められなかったが、被告人は当事者として主張を述べる権利があるので、同控訴理由書を被告人本人に陳述させていただきたい。

主任弁護士

刑訴法388条の規定を当事者である被告人本人が法廷において直接弁論をできないものと解釈してしまうと、明らかに公平な裁判を受ける権利を被告人から剥奪してしまうことになるので、被告人本人に直接同控訴理由書の陳述をさせていただき、意見を述べる機会を与えていただきたい。

萩尾弁護士

刑訴法388条の規定を上記のように解釈してしまうと、憲法32条及び同37条に反することになるので、被告人本人に意見を述べる機会を与えていただきたい。

裁判長

これまで述べられたところは、何らかかの不服申立てとしてではなく、裁判所の訴訟運営に関する申入れと理解すればよいか。

大口弁護士

現段階では、申立てではなく申入れとして述べさせていただく延長である。

裁判長

今回申入れのあった点につき、次回公判期日の冒頭に、必要な範囲で裁判所としての見解を示す。

指定告知済みの次回期日

平成25年7月9日午後1時30分

平成25年6月17日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判所書記官 長 田 浩 和